

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	障害福祉課
契約締結年月日	令和元年 1 1 月 1 2 日
契約者名	富士通エフ・アイ・ピー株式会社
契約名	特別児童扶養手当システムの第 3 期統合サーバ移行業務委託契約
契約金額 (税込み)	2, 4 0 9, 0 0 0 円
随意契約理由	<p>本事業は、特別児童扶養手当システムについて、第 3 期統合サーバへの移行及び当該移行に伴うシステム改修業務を委託するものであり、業務遂行にあたっては、当該システムの仕様や運用状況について熟知し、既存データを適切に移行するとともに、必要な改修を行うことの出来る能力を有することが必要となる。</p> <p>当該システムは、富士通エフ・アイ・ピー株式会社が納入したパッケージソフトであり、山梨県と富士通エフ・アイ・ピー株式会社とは当該システムの年間保守契約を別に結んでいる。同社は、当該パッケージソフトについて最も熟知しているとともに当該システムを運用する山梨県の状況についても把握しており、確実に本県が要求するデータ移行と改修対応を行うことが可能である。</p> <p>また、仮に当該システムを他業者が改修しようとする場合、特に改訂版のソフトウェアの提供を行う、又は機能拡張を行うことは、当該システムの著作権が富士通エフ・アイ・ピー株式会社に帰属していることから困難である。</p> <p>以上から、富士通エフ・アイ・ピー株式会社が、当該業務を確実に行うことが出来る唯一の業者であるため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号および山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項により随意契約（見積合わせ省略）とした。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 項および山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項